

平成20年 2月21日

株 主 各 位

株式会社オプトエレクトロニクス

株式会社オプトエレクトロニクス第32期期末配当に関するご説明

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成20年2月21日開催の当社取締役会において、第32期の期末配当を実施することを決議いたしました。つきましては、平成20年2月22日より配当金のお支払いを開始いたしますが、当該配当金の原資は「資本剰余金」であることから「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」に当たらない部分がございますので、その取扱い等についてご説明いたします。

具体的な取得価額の計算、当社株式の売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様から最寄りの税務署または税理士等にご確認いただく必要がございます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等は、お取引証券会社にご確認ください。

また、今回の配当金は一部（みなし配当部分）を除き、配当所得ではありませんので、配当控除の対象となりません。確定申告の際はご注意ください。

敬 具

次頁以降は、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様のご事情によって異なりますことから全てを網羅するものではございません。税務署または税理士等にご確認ください。

1. 今回の当社配当金に関するQ & A

Q 1 「みなし配当」とは何なのか。

A 1 今回の当社配当金は、資本の払戻しに該当することから配当所得ではありませんが、税法の規定により配当所得とみなされる部分があり、この部分を「みなし配当」と呼んでおります。税務上の取扱いは、配当所得と同様で、配当控除の対象とすることも可能です。

Q 2 「みなし配当」以外には、全く課税されないのか。

A 2 みなし譲渡益課税が発生する場合があります。

Q 3 みなし譲渡益にかかる「収入金額とみなされる金額」等はどのように計算すればよいか。

A 3 3頁の2. (2)に掲載した計算式をご参照ください。詳しい計算方法ならびに具体的な税務上の取扱い等については、最寄りの税務署または税理士等にお問い合わせください。

Q 4 計算をしてみると、みなし譲渡益が生じるようだが確定申告の必要があるのか。

A 4 確定申告の要否等については、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

Q 5 所有株式の取得価額の調整はどのようにおこなえばよいのか。

A 5 3頁の2. (3)に掲載した計算式をご参照ください。詳しい計算方法については、最寄りの税務署または税理士等にお問い合わせください。また、「特定口座」ご利用の株主様の取得価額の調整方法等については、お取引証券会社にご確認ください。

2. 今回の当社配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の当社配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

☆今回の当社配当金は、資本剰余金を原資としており、資本の払戻しとしての取扱いになります。

☆今回の当社配当金の一部は、税法上の規定により「みなし配当」に該当します。

「みなし配当」は配当所得と取扱われ、所得税等の源泉徴収が必要となります。

☆今回の当社配当金のうち「みなし配当」以外の部分は、配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収はございません。また、配当控除の対象にもなりません。

☆「みなし配当」以外の部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡益」が発生する場合がありますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡益について（租税特別措置法第37条の10）

（税法の規定により、「みなし譲渡益」が生じる場合）

☆以下の「収入金額とみなされる金額①」から「取得価額②」を控除した金額が譲渡所得等に該当します（純資産減少割合は下記(4)をご参照ください）。

$$\text{収入金額とみなされる金額①} = \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額}$$

$$\text{取得価額②} = \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合}$$

$$\text{みなし譲渡損益①-②} = \text{収入金額とみなされる金額①} - \text{取得価額②}$$

☆確定申告の要否等、具体的な税務上の取扱い等は、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

☆税法の規定により、株主の皆様の本当株式の取得価額が調整されます。

☆調整式は以下のとおりです（純資産減少割合は下記(4)をご参照ください）。

$$1 \text{株当たりの新しい取得価額} = 1 \text{株当たりの従前の取得価額} - \left(1 \text{株当たりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合} \right)$$

☆「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等は、お取引証券会社にご確認ください。

☆「特定口座」をご利用でない場合は、取得価額を調整していただく必要があります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.026

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の基となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成20年2月21日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり2,467,756,032円 (小数点以下10位未満切捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.026
減少した資本剰余金の額	52,630,000円

以上